

人事院会議議事録

<p>会議日 令和7年12月11日 木曜日</p>
<p>会議の出席者</p> <p>川本総裁 伊藤人事官 土生人事官 (幹事) 佐々木事務総長、堀内総括審議官 (説明員) (人材局) 澤田企画課長</p>
<p>議題 人事院規則11-4（職員の身分保障）等の一部改正</p>
<p>議事の概要</p> <p>○ 議題「人事院規則11-4（職員の身分保障）等の一部改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。</p> <p>○ 議題については、三人事官一致で議決された。</p>

人事院規則 11-4（職員の身分保障）等の一部改正について

令和7年12月11日

人 材 局

1 改正理由・内容

(1) 研究休職の位置づけ

休職とは分限処分であり、職員としての身分を保有させたまま、職務に従事させないことである。この休職の一つである研究休職は、任命権者が職員を「学校、研究所、病院その他人事院の指定する公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は人事院の定める国際事情の調査等の業務若しくは国際約束等に基づく国際的な貢献に資する業務」に従事させることができる制度である。

(2) 研究休職期間の更新協議手続及び協議の状況

人事院規則 11-4（職員の身分保障）第5条第3項では、研究休職が分限処分の一つであるという性質を踏まえ、より慎重を期する趣旨から、研究休職期間が3年（3年を超えない範囲内は任命権者限りで設定）に達する際に、任命権者は2年を超えない範囲内において、人事院の承認を得て、研究休職期間の更新をすることができることとされている。

この人事院への更新協議の状況をみると、更新期間が1年に満たない協議のうち、ほとんどが3月以下であって、その更新理由は業務内容の変更を伴うものではなく、出席する会議日程の再調整など軽微なものであった。

(3) 更新協議手続の包括化

このため、職務復帰後の悪影響等も想定されないことから、業務の終了の遅延等の事由による3月以下の更新であって、その後の更新を行わない場合に限り、個別協議を経ずに更新できることとし、人事院規則（別紙1参照）及び人事院公示（別紙2参照）について所要の改正を行う。また、この改正により、各府省の業務負担軽減にも資することとなると考えている。

2 公布日・施行日

公布日：令和8年1月16日

施行日：令和8年3月1日

以 上

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一一―四（職員の身分保障）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年一月十六日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一一―四―一〇

人事院規則一一―四（職員の身分保障）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―四（職員の身分保障）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改正後	改正前
2 (略)	第五条 (略)	(休職の期間)	(休職の期間)
2 (略)	第五条 (略)		

3

第三条第一項第一号及び第三号の規定による
休職の期間が引き続き三年に達する際特に必要
があるときは、任命権者は、二年を超えない範
囲内において、人事院の承認を得て、休職の期
間を更新することができる。当該人事院の承認
を得て更新した休職の期間が二年に満たない場
合においては、任命権者は、必要に応じ、その
期間の初日から起算して二年を超えない範囲内
において、再度これを更新することができる。

ただし、同項第一号の規定による休職の期間が
引き続き三年に達する際に、同号に規定する調
査、研究、指導又は業務の終了の遅延等の事由
により、引き続き三年を超え三年三月を超えな

3

第三条第一項第一号及び第三号の規定による
休職の期間が引き続き三年に達する際特に必要
があるときは、任命権者は、二年を超えない範
囲内において、人事院の承認を得て、休職の期
間を更新することができる。この更新した休職
の期間が二年に満たない場合においては、任命
権者は、必要に応じ、その期間の初日から起算
して二年を超えない範囲内において、再度これ
を更新することができる。

い範囲内において休職の期間を更新する必要がある場合は、第一項及びこの項本文の規定にかかわらず、任命権者は、引き続き三年三月を超えない範囲内において、当該休職の期間を更新することができる。

4 第三条第一項第二号の規定による休職及び前項本文の規定に基づく同条第一項第三号の規定による休職の期間が引き続き五年に達する際、やむを得ない事情があると人事院が認めるときは、任命権者は、人事院の承認を得て定める期間これを更新することができる。

5 第三条第二項の規定による休職の期間は、定員に欠員が生ずるまでの間とする。この場合に

4 第三条第一項第二号の規定による休職及び前項の規定に基づく同条第一項第三号の規定による休職の期間が引き続き五年に達する際、やむを得ない事情があると人事院が認めるときは、任命権者は、人事院の承認を得て定める期間これを更新することができる。

5 第三条第二項の規定による休職の期間は、定員に欠員が生ずるまでの間とする。この場合に

において、欠員の数が同項の規定による休職者の数より少ないときは、いずれの休職者について欠員を生じたものとするかは、任命権者が定めるものとする。

において、欠員の数が同条同項の規定による休職者の数より少ないときは、いずれの休職者について欠員を生じたものとするかは、任命権者が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年三月一日から施行する。

(人事院規則一―三四の一部改正)

2 人事院規則一―三四(人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

<p>別表 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）</p> <p>一〇三（略）</p> <p>四 分限</p>		<p>人事管理文書の区分</p>	<p>人事管理文書の例</p>	<p>保存期間</p>	<p>保存期間</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>規則一一</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>一四（職員 の身分 保障）</p>	<p>第五条第三項本文又は第四項の承認に関する文書</p>	<p>人事院規則一一一四第三条第一項第一号の規定による 休職の期間の更新 承認申請書 人事院規則一一一四第三条第一項第三号の規定による 休職の期間の更新</p>	<p>人事院規則一一一四第三条第一項第一号の規定による 休職が終了する日 に係る特 定日以後 三年</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
		<p>廃棄</p>	<p>措置</p>	<p>満了時の 措置</p>	<p>（略）</p>

改正前

<p>別表 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）</p> <p>一〇三（略）</p> <p>四 分限</p>		<p>人事管理文書の区分</p>	<p>人事管理文書の例</p>	<p>保存期間</p>	<p>保存期間</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>規則一一</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>一四（職員 の身分 保障）</p>	<p>第五条第三項又は第四項の承認に関する文書</p>	<p>人事院規則一一一四第三条第一項第一号の規定による 休職の期間の更新 承認申請書 人事院規則一一一四第三条第一項第三号の規定による 休職の期間の更新</p>	<p>人事院規則一一一四第三条第一項第一号の規定による 休職が終了する日 に係る特 定日以後 三年</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
		<p>廃棄</p>	<p>措置</p>	<p>満了時の 措置</p>	<p>（略）</p>

備考 一〇五 (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	承認申請書 人事院規則一一― 四第三条第一項第 二号の規定による 休職の期間の更新 期間の設定承認申 請書 人事院規則一一― 四第三条第一項第 三号の規定による 休職の期間の更新 期間の設定承認申 請書 これらの申請に対 する承認の文書
	(略)	
	(略)	

備考 一〇五 (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	承認申請書 人事院規則一一― 四第三条第一項第 二号の規定による 休職の期間の更新 期間の設定承認申 請書 人事院規則一一― 四第三条第一項第 三号の規定による 休職の期間の更新 期間の設定承認申 請書 これらの申請に対 する承認の文書
	(略)	
	(略)	

人事院公示第〇号

人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、昭和 60 年人事院公示第 2 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 8 年 1 月 16 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一 人事院規則 1 1—4（職員の身分保障）に規定する次に掲げる事項	一 人事院規則 1 1—4（職員の身分保障）に規定する次に掲げる事項
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) <u>第 5 条第 3 項本文</u> の規定に基づき、第 3 条第 1 項第 1 号又は第 3 号の規定による休職の期間の更新について承認すること。	(4) <u>第 5 条第 3 項</u> の規定に基づき、第 3 条第 1 項第 1 号又は第 3 号の規定による休職の期間の更新について承認すること。
(5)～(8) (略)	(5)～(8) (略)
二 (略)	二 (略)
3 (略)	3 (略)

- 2 この決定による改正は、令和 8 年 3 月 1 日から効力を発生する。